

2012年3月5日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第214号)

人民元建てクロスボーダー決済 輸出貨物貿易で規制緩和措置 ～輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行はこのほど、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会と連名で『人民元建て輸出貨物貿易決済における企業管理に関する問題についての通達』(銀発[2012]23号、以下、『23号通達』という)を公布しました。従来、輸出貨物貿易は関係当局の認定を受けた試行企業のみが実施可能でしたが、『23号通達』では輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能であると規定。従来の輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃し、大幅な規制緩和を実施しています。この措置に伴い、輸出入貿易、サービス貿易などの経常項目に従事可能な企業であれば、すべて人民元建てクロスボーダー貿易決済が実施可能になりました。

ただし『23号通達』では、輸出貨物貿易を実施する企業に対して、新たに「重点監督管理リスト」による管理制度を導入。リスクが高いと認められる企業に対しては、決済手続時における審査を強化するなど、一定の制約を設けています。さらに試行企業以外の企業による人民元建て輸出貨物貿易決済が可能となるのは、上述の「重点監督管理リスト」が公布された後であるとされているため、留意が必要です。

【図表1】『23号通達』による人民元建てクロスボーダー決済に係る規制緩和措置

| 従来 | 『23号通達』(2012年3月) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出貨物貿易決済は関連当局に認可された試行企業(67,724社)のみ人民元建てクロスボーダー決済が実施可能。 ✓ 輸入貨物貿易決済、サービス貿易などの経常項目に係る取引であれば試行企業以外の企業も実施可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃。輸出入貿易、サービス貿易などの経常項目に従事可能な企業であれば、すべて人民元建てクロスボーダー貿易決済が実施に。 ✓ 輸出貨物貿易を実施する企業に対しては、新たに「<u>重点監督管理リスト</u>」による管理制度を導入。 |

中国政府は2009年7月、上海市および広東省4都市(深セン、広州、東莞、珠海)において人民元建てクロスボーダー決済を試験的に導入。導入当初、人民元建てクロスボーダー貿易決済を実施できるのは上記5都市において関係当局の認可を受けた一部の試行企業(365社)のみ。また中国国外の試行地域も香港・マカオ、ASEAN諸国

に限定されていたほか、人民元建てで決済可能な項目も試行企業による貨物貿易決済のみが対象となっていました。しかしその後、徐々に規制緩和を実施。2010年6月に中国国内の試行地域を20省・直轄市・自治区まで増加したほか、中国国外対象地域を全世界に拡大。決済可能な項目についても、輸出貨物貿易以外の経常項目に係る取引であれば試行地区内で貿易を行っている企業すべてに開放しました。同年12月には人民元建て輸出貿易決済の試行企業として新たに67,359社を認定。さらに2011年8月には中国国内の試行地域を全国に拡大するなど、相次いで人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る規制緩和策を発表してきました。

中国人民銀行の発表によると、2011年通年の人民元建てクロスボーダー貿易決済額は前年比3.1倍増の2.08兆

元、また人民元建て決済額が同年の貿易決済額に占める比率は前年比4.4%pt増の6.6%と、人民元建てクロスボーダー貿易決済が着実に進展していることがうかがわれます。

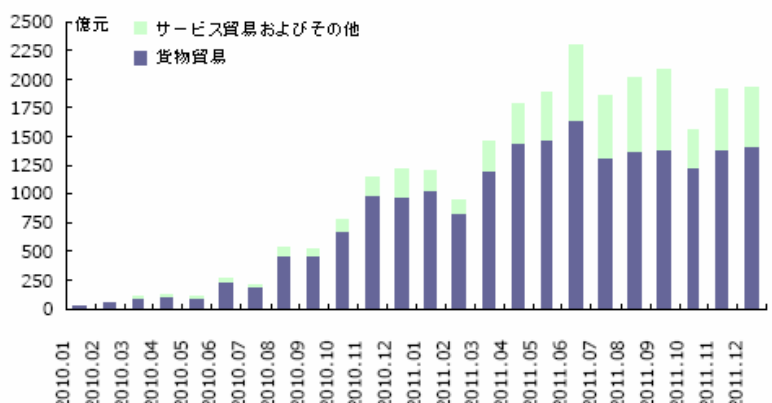
この度公布された『23号公告』では、輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能であると規定し、実務上、大きなハードルとなっていた試行企業管理制度を撤廃。この措置により、輸出入貿易、サービス貿易などの経常項目に従事可能な企業であれば、すべて人民元建てクロスボーダー貿易決済が実施可能となり、大幅な規制緩和が図ら

【図表2】 人民元建てクロスボーダー決済に関する主な動向

| | |
|----------------------|---|
| 09年4月 | <ul style="list-style-type: none"> 中国国务院常务会议、上海・広州・深セン・珠海・東莞の5都市で人民元建てクロスボーダー貿易決済を試験的に導入すると決定。 中国国外の試行地域は、香港、マカオ、アセアン諸国に決定。 |
| 09年6月 | <ul style="list-style-type: none"> 人民銀・HKMA、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る覚書に調印 |
| 09年7月 | <ul style="list-style-type: none"> 人民銀など、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る『管理弁法』、『実施細則』を公布・施行。6日、中国と香港との間で人民元建てクロスボーダー貿易決済始動。 |
| 09年12月 ~ 10年5月 | <ul style="list-style-type: none"> 貿易外取引における人民元建てクロスボーダー決済を許可。 試行企業以外の企業に対しても、輸入貿易決済および貿易外取引に係る人民元建てクロスボーダー決済を許可。 中国国外企業による非居住者人民元口座の開設を許可。 国外直接投資や国外貸付など、一部の資本取引における人民元建てクロスボーダー決済を試験的に解禁。 |
| 10年6月 | <ul style="list-style-type: none"> 中国国外の対象地域に関する制限を正式に撤廃。 国内試行地域に、新たに18省市を正式に追加。 (北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区) |
| 10年8月 | <ul style="list-style-type: none"> 中国国外の決済銀行による人民元建て債券運用を条件付きで解禁。 |
| 10年12月 | <ul style="list-style-type: none"> 人民銀など、第2次試行企業リスト(計67,359社)を公布。 |
| 11年1月 | <ul style="list-style-type: none"> 人民銀、国内企業による人民元建て国外直接投資を正式に解禁。 |
| 11年6月 | <ul style="list-style-type: none"> 人民銀、『145号通達』を公布。人民元建て直接投資など、試験的に実施している資本取引に係る手続について規定。 |
| 11年8月 | <ul style="list-style-type: none"> 中国国内の対象地域に関する制限を正式に撤廃。 |
| 11年10月 | <ul style="list-style-type: none"> 商務部・人民銀、人民元建て直接投資に関する規定を公布。人民元建て直接投資が正式に始動。 |
| 12年3月 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃。輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能に。 |

(中国人民銀行、商務部などの規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表3】 人民元建てクロスボーダー決済額推移



データ出所：中国人民銀行

れたこととなります。

また人民元建て輸出貨物貿易の場合、外貨建て決済と異なり、「外貨照合管理(外匯核銷管理)」に組み入れないと規定されており、また輸出税還付手続時にも「輸出外貨受取照合書(出口收匯核銷單)」を提出する必要はないなど、一定の簡素化が図られています¹。

『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』

第18条 試行企業のクロスボーダー貿易人民元決済は、外貨照合管理に組み入れず、通関および輸出貨物還付税(免税)手続を行う場合、外貨照合書を提出する必要はない。国内決済銀行および国内代理銀行は、税務部門の要求に従い、法に基づき、税務部門に試行企業のクロスボーダー貿易人民元決済に関連するデータ、資料を提供しなければならない。

『クロスボーダー貿易人民元決済における輸出貨物の税還付(免税)にかかる通達』(国税函[2009]470号)

1. クロスボーダー貿易人民元決済試行企業(以下、「試行企業」という)がクロスボーダー貿易人民元決済方式で輸出した貨物の増値税還付(免税)を申告する場合、輸出受取外貨照合書を提出する必要はない。ただし、主管税務機関に単独で申告しなければならない。その他の輸出貨物と一括して申告する場合、申告表のうち、クロスボーダー貿易人民元決済の輸出貨物通関申告書に対して注記を加えなければならない。

この他、外貨建ての輸出貨物貿易決済の場合、受取外貨はまず「審査待ち口座」と呼ばれる口座に一旦入金した後、元転・振替手続を行わなければならないと規定されていますが、人民元建ての場合、「審査待ち口座」に入金する必要はなく、直接、輸出企業の人民元口座に入金可能であるなど、実務上、一定の利便性があります。

『23号通達』による規制緩和措置および上述のようなメリットにより、人民元建ての輸出決済も増加し、貿易における人民元の利用も拡大するのではないかと推測されています。

ただし欧州債務危機など、国際経済の不透明さが強まる中、中国政府は依然としてクロスボーダーの資金移動に対しては厳しい目を光らせており、慎重な姿勢を崩していません。このため今後も引き続き金融当局の政策動向にあわせて対応をとる必要があります。

『23号通達』のポイントにつきましては、以下をご参照ください。

□ 人民元建て輸出貨物貿易における試行企業管理制度を撤廃

『23号通達』第1条では、輸出入経営資格を有する企業であれば、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる」と明確に規定。これまで人民元建てクロスボーダー貿易において、大きなハードルとなっていた試行企業管理制度を撤廃する旨、明確にしています。

¹ ただし2011年12月以降、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省(除く寧波市)、福建(除くアモイ市)、大連市、青島市において貨物貿易における外貨管理制度改革が実施されており、試行地区では輸出外貨受取後、外貨管理局での照合手続が不要となっています。詳細は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第191号および第195号をご参照ください。

第191号: http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.191.pdf

第195号: http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.195.pdf

『23号通達』

1. 各省(自治区・直轄市)、計画単列市の輸出経営資格を有する企業は、法に従い『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』および本通達に基づき、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。

□ 人民元建て輸出貨物貿易に新たに「重点監督管理リスト」制度を導入

『23号通達』第2条では、人民元建て輸出貨物貿易を行う企業に対して、新たに「重点監督管理リスト」を導入すると規定。各地の人民政府・関連部門は、以下の基準に基づき、重点監督管理が必要な企業のリストを選定するとしています。

「重点監督管理リスト」の選定基準

- ✓ 直近2年以内に輸出税還付の詐取、脱税、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領を行っている場合。
- ✓ 直近2年以内に脱税の疑い、輸出税還付詐取の疑い、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領の疑いで税務機関および公安等の部門による立件調査を受けている場合。
- ✓ 直近2年以内に密輸等の嚴重な税関監督管理に違反する行為がある場合。
- ✓ 直近2年以内に比較的嚴重な金融管理規定に違反する行為がある場合。
- ✓ 直近2年以内に比較的嚴重な国の対外貿易に係る法律・法規に違反する行為がある場合。
- ✓ 直近2年以内に、比較的嚴重なその他の違法行為がある場合。

また企業が「重点監督管理リスト」に選定された場合、銀行での決済手続時の審査が強化されるほか、「人民元建てクロスボーダー貿易決済業務により取得した人民元資金は、国外に留保してはならない」(『23号通達』第4条)と規定されているなど、一定の制約が設けられているため、注意を払う必要があります。

□ 規制緩和措置は「重点監督管理リスト」公布以降に実施へ

『23号通達』第1条では、現行の試行管理企業制度を廃止し、輸出入経営資格を有する企業であれば、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことが可能であると規定しているものの、その実施時期について、『23号通達』第6条では、上述の「重点監督管理リスト」の公布以降であると規定。また「重点監督管理リスト」が公布されるまでは、これまで同様、試行企業リストに掲載されている企業のみ、人民元建て輸出貨物貿易決済が可能であるとしているため、留意が必要です²。

『23号通達』

6. 各省(自治区・直轄市)、計画単列市人民政府は本通達の公布日から1ヵ月以内に6部・委員会に重点監督管理が必要な人民元建て輸出貨物貿易決済企業リストを送付されたい。6部・委員会の審査を受け、かつリストが公布された後、リストを送付した省(自治区・直轄市)、計画単列市の輸出経営資格を有する企業はすべて法に従い『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』および本通達に基づき、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。リストの公布以前において、関連する省(自治区・直轄市)、計画単列市で以前の試行企業リストに掲載されている企業は、引き続き人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。

² 従前の試行企業リストにつきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第138号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo138.pdf

『23号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会
銀発[2012]23号

『人民元建て輸出貨物貿易決済における企業管理に関する問題についての通達』

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都(区都)都市中心支行、副省級市中心支行;各省(市・自治区)・計画単列市財政庁・商務主管部門・国家税務局・銀行業監督管理局;税関総署広東分署・天津・上海特派員事務所・各直属税関;国家開発銀行・各政策性銀行、各国有商業銀行・株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行:

貿易、投資の利便化をより一層促進し、監督管理の指向性、有効性を向上させるため、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)に基づき、ここに人民元建て輸出貨物貿易決済における企業管理に関する問題について、以下のように通知する。

1. 各省(自治区・直轄市)、計画単列市の輸出入経営資格を有する企業は、法に従い『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』および本通達に基づき、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。
2. 中国人民銀行は財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会(以下、「6部・委員会」という)と共同で、人民元建て輸出貨物貿易決済を行う企業に対して重点監督管理リスト管理を実施する。

各省(自治区・直轄市)、計画単列市人民政府は所在地の関連部門と連携し、以下の基準に基づき重点監督管理が必要な人民元建て輸出貨物貿易決済企業を選出の上、6部・委員会に報告して審査を求められたい。6部・委員会は、各省(自治区・委員会)、計画単列市が報告した企業リストを基礎として、各部門による職責履行の必要に基づき、重点監督管理企業リストを確定する。

- (1) 直近2年以内に輸出税還付の詐取、脱税、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領を行っている場合。

- (2) 直近2年以内に脱税の疑い、輸出税還付詐欺の疑い、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領の疑いで税務機関および公安等の部門による立件調査を受けている場合。
 - (3) 直近2年以内に密輸等の嚴重な税関監督管理に違反する行為がある場合。
 - (4) 直近2年以内に比較的嚴重な金融管理規定に違反する行為がある場合。
 - (5) 直近2年以内に比較的嚴重な国の対外貿易に係る法律・法規に違反する行為がある場合。
 - (6) 直近2年以内に、比較的嚴重なその他の違法行為がある場合。
3. 6部・委員会は各自の職責履行の必要に基づき、法に従い企業および銀行による人民元建て輸出貨物貿易決済業務に対する管理を強化し、重点監督管理リスト等を含む関連情報を十分に共有し、団結力ある監督管理を実現し、効果的にリスクを防止する。
 4. 中国人民銀行は重点監督管理が必要な人民元建て輸出貨物貿易決済企業リストを人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに入力する。銀行業金融機関は、これらの企業のために各種クロスボーダー人民元業務を取り扱う過程において、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムの力を借りて審査を強化し、適切にリスクを防止しなければならない。業務手続が完了した後は、関連する文書・資料を検査に備えて適宜、保管しなければならない。重点監督管理リストに掲載された企業が、人民元建てクロスボーダー貿易決済業務により取得した人民元資金は、国外に留保してはならない。
 5. 6部・委員会は、重点監督管理が必要な人民元建て輸出貨物貿易決済企業に対して動的な管理を実施する。各省(自治区・直轄市)、計画単列市人民政府は毎年、重点監督管理が必要な人民元建て輸出貨物貿易決済企業リストを更新し、調整した重点監督管理リストを毎年1月末までに6部・委員会に報告して審査を求める。6部・委員会は本通達第2条の基準に基づき、60日以内に重点監督管理が必要な企業リストに対して調整を行う。
 6. 各省(自治区・直轄市)、計画単列市人民政府は本通達の公布日から1ヵ月以内に6部・委員会に重点監督管理が必要な人民元建て輸出貨物貿易決済企業リストを送付されたい。6部・委員会の審査を受け、かつリストが公布された後、リストを送付した省(自治区・直轄市)、計画単列市の輸出入経営資格を有する企業はすべて法に従い『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』および本通達に基づき、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。リストの公布以前において、関連する省(自治区・直轄市)、計画単列市で以前の試行企業リストに掲載されている企業は、引き続き人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。

7. 中国人民銀行総部、各分行・営業管理部、各省都(区都)都市中心支行、副省級市中心支行は本通達を管轄区内の銀行業金融機関に転送されたい。

2012年2月3日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 佐藤直昭 】

中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会
银发[2012]23号

《关于出口货物贸易人民币结算企业管理有关问题的通知》

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，副省级城市中心支行；各省（市、自治区）、计划单列市财政厅、商务主管部门、国家税务局、银监局；海关总署广东分署、天津、上海特派办、各直属海关；国家开发银行、各政策性银行，各国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为进一步促进贸易、投资便利化，提高监管针对性、有效性，根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第 10 号），现就出口货物贸易人民币结算企业管理有关问题通知如下：

- 一、 各省（自治区、直辖市）、计划单列市具有进出口经营资格的企业可依法按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》和本通知开展出口货物贸易人民币结算。
- 二、 中国人民银行会同财政部、商务部、海关总署、税务总局、中国银行业监督管理委员会（以下简称六部委）对出口货物贸易人民币结算企业实行重点监管名单管理。

请各省（自治区、直辖市）、计划单列市人民政府协调当地有关部门根据以下标准选择需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业，报六部委审核。六部委在各省（自治区、直辖市）、计划单列市所报送的企业名单基础上，依据各部门履行职责的需要，确定重点监管企业名单。

- （一） 近二年内骗取出口退税、偷税、虚开或接受虚开增值税专用发票的；
- （二） 近二年因涉嫌偷税、涉嫌骗取出口退税、涉嫌虚开或涉嫌接受虚开增值税专用发票被税务机关及公安等部门立案查处的；
- （三） 近二年有走私等严重违反海关监管的行为；
- （四） 近二年有比较严重违反金融管理规定的行为；
- （五） 近二年有比较严重违反国家对外贸易法律法规的行为；
- （六） 近二年有其他比较严重的违法行为。

- 三、 六部委根据各自履行职责的需要，依法对企业和银行开展出口货物贸易人民币结算业务加强管理，充分共享包括重点监管名单等有关信息，形成监管合力，有效防范风险。

- 四. 中国人民银行将需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业名单录入人民币跨境收付信息管理系统。银行业金融机构在为这些企业办理各项跨境人民币业务过程中,应借助人民币跨境收付信息管理系统加强审核,切实防范风险;业务办理完毕后,应妥善保存相关文件资料备查。列入重点监管名单的企业开展跨境贸易人民币结算业务所获得的人民币资金不允许存放境外。
- 五. 六部委对需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业实行动态管理。各省(自治区、直辖市)、计划单列市人民政府每年更新需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业名单,将调整的重点监管名单于每年一月底前报六部委审核。六部委根据本通知第二条的标准在60天内对需要重点监管的企业名单进行调整。
- 六. 请各省(自治区、直辖市)、计划单列市人民政府在本通知下发之日起1个月内向六部委报送需要重点监管的出口货物贸易人民币结算企业名单。经六部委联合审核并下发名单后,已报送名单的省(自治区、直辖市)、计划单列市具有进出口经营资格的企业均可依法按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》和本通知开展出口货物贸易人民币结算。在名单下发前,相关省(自治区、直辖市)、计划单列市原列入试点企业名单的企业可继续开展出口货物贸易人民币结算业务。
- 七. 请中国人民银行上海总部,各分行、营业管理部,各省会(首府)城市中心支行,各副省级城市中心支行将本通知转发至辖区内银行业金融机构。

二〇一二年二月三日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。